

あま市都市緑化推進事業補助金制度について

市では、平成25年度からあいち森と緑づくり税を活用して、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業」に基づき、市民の皆様が行う緑化活動の経費の一部に対し、補助金を交付しています。

○緑の街並み推進事業 市内の既存集落で民有地の建物、または敷地の緑化を進める事業です。

補助対象

- ・屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化の工事費用のうち植栽、植栽基盤、かん水施設にかかる費用
- ・生垣設置にかかる費用

主な補助要件

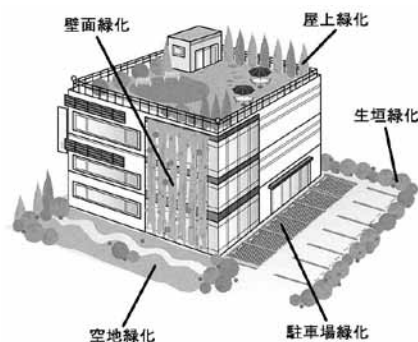
- ・緑化面積がおおむね100平方メートル以上の緑化工事
 - ・生垣設置は、延長50メートル以上の緑化工事
 - ・あいち森と緑づくり税を活用した事業を示す看板を設置すること
 - ・補助対象の緑化施設を適正に維持管理すること
- ※その他補助金交付要綱に詳細に定めがあります。

補助金額

- 補助対象経費の2分の1以内で、下記のとおり算出
- ・屋上緑化、壁面緑化：緑化面積(平方メートル)×30,000円
 - ・空地緑化：緑化面積(平方メートル)×15,000円
 - ・駐車場緑化：緑化面積(平方メートル)×20,000円
 - ・生垣緑化：生垣の延長(メートル)×5,000円
- (上限額500万円、交付額10万円未満は交付なし) 予算の範囲内での交付です。
- ※必ず工事前に申請してください

web <http://www.city.ama.aichi.jp/shisei/machi/toshi/1002499.html>

問合先 都市計画課 ☎ 441・7112



市長と語ろうあまの未来

市長と語ろうあまの未来を7月17日(火)に七宝北中学校で開催しました。

七宝北中学校では、あま市の未来についての提言及び意見交換を行いました。事前に一人ひとりがあま市の未来について考えてあり、今回は代表生徒のみの発表でしたが、しっかりとあま市の将来像を描いていました。

会食の時間では、和やかな雰囲気笑顔あふれる会食となりました。



虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課) または189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課)

高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分
(夜間・休日は宿日直者に繋がります)